

## 特別養護老人ホーム（広域型・定員 30 人以上）整備事業者募集 応募要件

### 応募要件

- 1 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人又はこれから社会福祉法人を設立しようとする者であること。
- 2 社会福祉法人の評議員及び役員（就任予定者を含む）に次の各号に該当する者がいないこと。
  - (1)社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 40 条第 1 項に掲げる者
  - (2)堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
  - (3)過去 5 年間に破産手続開始決定を受けて復権を得ない者
- 3 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人であること。また、本市が課税する市税を滞納していないこと。
- 4 労働保険料を滞納していない法人であること。
- 5 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 174 条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く）等、経営状態が不健全な法人でないこと。
- 6 過去に改善命令を受けた法人においては、改善が終了しており、かつ、改善を終了してから 3 年が経過している者。
- 7 法人が運営しているすべての施設・事業所が、介護保険法に基づく介護保険事業者の指定の全部効力又は一部効力の停止を受けた場合、その処分期間を経過し終了していること。